（環境省聴聞手続規則の一部改正）

**第二十二条**　環境省聴聞手続規則（平成十二年総理府令第百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三項中「押印」を削る。

（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

**第二十三条**　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

| | | |
|---|---|---|
| 様式第一中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。 |
| 様式第二中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考４を削り、備考５を備考４とする。 |
| 様式第四中 | 「氏名　印」を | 「氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |
| 様式第五中 | 「氏名　印」を | 「氏名」に改め、備考３を削る。 |
| 様式第五の二中 | 「氏名　印」を | 「氏名」に改め、備考３を削る。 |
| 様式第五の三中 | 「氏名　印」を | 「氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |
| 様式第六及び様式第七中 | 「氏名　印」を | 「氏名」に改め、備考３を削る。 |
| 様式第八及び様式第九中 | 「氏名　印」を | 「氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |
| 様式第十中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |
| 様式第十一中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考３を削る。 |

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

**第二十四条**　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第十一項中「し、これに署名押印」を削る。

（土壌汚染対策法施行規則の一部改正）

**第二十五条**　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

| | | |
|---|---|---|
| 様式第一から様式第八までの様式中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |
| 様式第九中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。 |
| 様式第十から様式第二十まで及び様式第二十四の様式中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |
| 様式第二十五中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。 |
| 様式第二十六から様式第二十八まで及び様式第三十の様式中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |

（環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

**第二十六条**　環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。

| | | |
|---|---|---|
| 様式第一中 | 「㊞」を | 削る。 |
| 様式第二中 | 「㊞」を | 削る。 |
| 様式第三中 | 「㊞」を | 削る。 |
| 様式第四中 | 「㊞」を | 削る。 |
| 様式第五中 | 「㊞」を | 削る。 |
| 様式第六中 | 「㊞」を | 削る。 |
| 様式第七中 | 「㊞」を | 削る。 |
| 様式第八中 | 「㊞」を | 削る。 |

（汚染土壌処理業に関する省令の一部改正）

**第二十七条**　汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

| | | |
|---|---|---|
| 様式第一及び様式第二中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。 |
| 様式第三中 | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を | 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。 |